



ひと、くらし、みらいのために

平成 22 年 5 月 28 日
千葉労働局発表

千葉労働局労働基準部監督課

監督課長 佐保 隆

主任地方労働基準監察監督官 但馬明雄

電話 043 - 221 - 2304

平成 21 年 労働基準監督署による監督指導結果等の概要

——— 賃金不払等に関する申告がひき続き高止まり

1 監督結果の概要（第 1 表参照）

(1) 監督とは、労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令に基づき、労働基準監督官が事業場への立入調査等の手法により行う行政指導で、年度ごとに重点業種等を定めて計画的に実施する定期監督、労災事故を契機として実施する災害時監督、労働者からの申告(後記 3 参照)を契機として実施する申告監督等があります。

(2) 千葉県内の労働基準監督署(8 署)が、平成 21 年 1 月から 12 月までの間に、県下の 2,766 事業場に定期監督等を実施した結果、その 70.8%(1,957 事業場)に何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

(3) 業種別の違反率を見ると、監督実施事業場数が 50 件以上の業種の中では、保健衛生業及び商業がいずれも 80%以上となっており、高い違反率を示しています。

また、製造業等のいわゆる工業的業種では、建設業で比較的違反率が低くなっていることから、平均の違反率は 68.6%でした。

一方、商業を中心とするいわゆる非工業的業種では、平均の違反率は 76.6%と工業的業種の違反率を上回っています。

(4) 主な違反内容

労働基準法関係では、労働時間に関する違反が 587 件(実施事業場数に対する違反率は 21.2%)、割増賃金に関する違反が 451 件(同 16.3%)、就業規則に関する違反が 315 件(同 11.4%)、労働条件の明示に関する違反が 311 件(同 11.2%)、賃金台帳に関する違反が 215 件(同 7.8%)となっています。

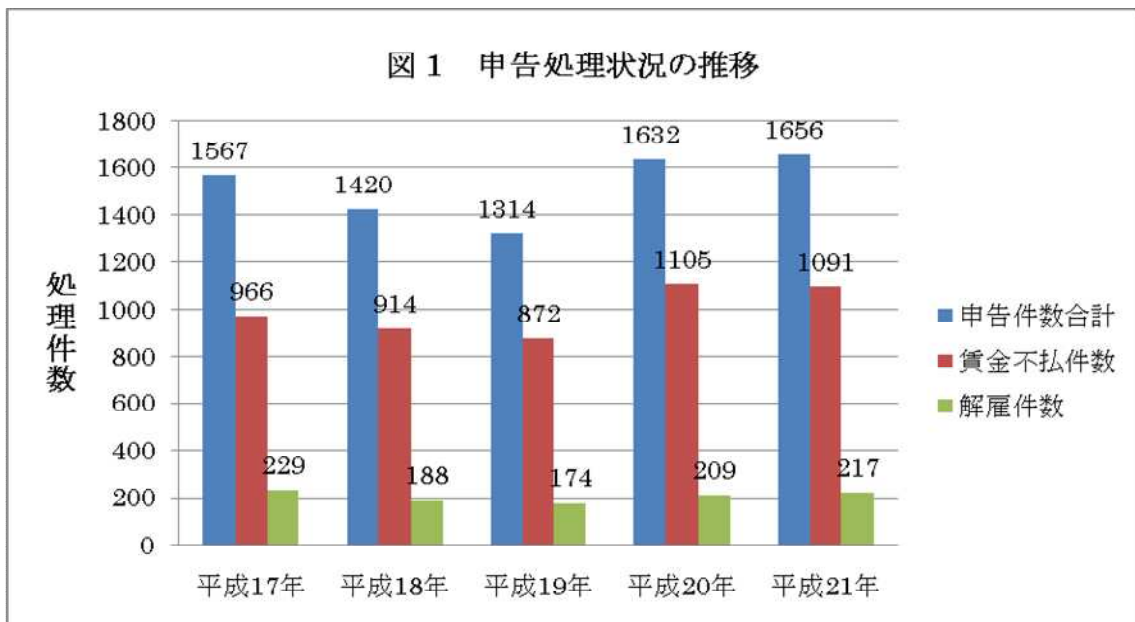
労働安全衛生法では、機械設備や作業方法等の安全基準に関する違反が 693 件(実施事業場に対する違反率は 25.1%)、健康診断に関する違反が 307 件(同 11.1%)、特定の機械設備等の定期自主検査に関する違反が 200 件(同 7.2%)、無資格就業に関する違反が 105 件(同 3.8%)となっています。

2 司法事件の概要（第2表参照）

- (1) 千葉県内の労働基準監督署が、平成17年から平成21年までの5年間に、労働基準関係法令違反の司法事件として千葉地方検察庁に送致した件数は136件です。
- (2) 5年間の送検件数の内訳は、労働安全衛生法違反が98件（司法事件全体の72.1%）、労働基準法違反が37件（同27.2%）となっています。労働安全衛生法違反事件では、高所作業での墜落防止措置を講じていなかったなどの危険防止措置に係る違反が53件（労働安全衛生法違反事件の54.1%）と最も多くなっています。労働基準法違反事件では、賃金不払が25件（労働基準法違反事件の67.6%）となっています。
- (3) 平成21年の送検件数は、労働基準法違反事件4件、最低賃金法違反事件1件、労働安全衛生法違反事件17件の合計22件となっており、平成20年と比較した場合、労働基準法関係が5件減少、労働安全衛生法関係が8件減少となっています。

3 申告処理の概要（図1参照）

- (1) 「申告」とは、労働者が事業場の労働基準関係法令違反の事実を労働基準監督署に申し立てることで、労働基準法第104条等にこの権利が定められています。なお、使用者が、申告を行ったことを理由として、解雇等の不利益な取扱いをすることは禁止されています。
- (2) 平成21年に千葉県下の各労働基準監督署が受理等した申告件数は1,656件で、景気悪化を背景に、平成20年に引き続き高水準に推移しています。主な申告の内容は、賃金不払が1091件、解雇が217件となっています。



第1表 定期監督等結果の概要（平成21年）

業 種	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同違反率（％）
01 製造業	918	698	76.0
02 鉱業	0	0	
03 建設業	843	498	59.1
04 運輸交通業	203	153	75.4
05 貨物取扱業	67	45	67.2
1号～5号 中計	2,031	1,394	68.6
06 農林業	12	9	75.0
07 畜産・水産業	17	12	70.6
08 商業	217	175	80.6
09 金融広告業	10	6	60.0
10 映画・演劇業	0	0	
11 通信業	3	1	33.3
12 教育研究業	11	10	90.9
13 保健衛生業	156	141	90.4
14 接客娯楽業	76	58	76.3
15 清掃・と畜業	65	48	73.8
16 官公署	0	0	
17 その他の事業	168	103	61.3
6号～17号 中計	735	563	76.6
合 計	2,766	1,957	70.8

第2表 司法事件の推移（平成17年から同21年）

法	違反条文	17年	18年	19年	20年	21年	合計
労働基準法	中間搾取（第6条）						0
	労働条件の明示（15条）			1	1	1	3
	解雇（第20条）	1	1		1		3
	賃金不払（第23条、24条）	4	5	8	7	1	25
	休業手当（第26条）						0
	労働時間（第32条）		1			1	2
	割増賃金（第37条）			2		1	3
	年次有給休暇（第39条）						0
	寄宿舎の設備及び安全衛生（第96条）		1				1
小 計	5	8	11	9	4	37	
最低賃金法	最低賃金の効力（第4条）					1	1
労働安全衛生法	作業主任者（第14条）	1	1	1	2		5
	危険防止措置（第20.21.40.45条）	9	10	10	14	10	53
	特定元方事業者の措置（第30条）	1				1	2
	注文者の講ずべき措置（第31条）		1	1			2
	製造許可（第37条）					2	2
	安全衛生教育（第59条）			1			1
	就業制限（第61条）	4	4	3	5	2	18
	計画の届出（第88条）			1			1
	使用停止命令等違反（第98条）	1				1	2
	労働者死傷病報告（第100条）	1	3	3	4	1	12
小 計	17	19	20	25	17	98	
合 計	22	27	31	34	22	136	